

No.	質問	回答
1	迷惑行為には、具体的にどのような事例がありますか？	<p>鎌倉市で制定している「鎌倉市公共の場所に関するマナーの向上のための条例」では、特に苦情として頂くことの多いものを迷惑行為として定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「車道において、立ち止まる等車両の通行の妨げになるような方法で撮影を行うこと」 ・江ノ電鎌倉高校前駅では、大ヒットしたアニメ映画の影響を受けて、観光客が多く訪れる状況となっています。テレビ放送と同じ構図で撮影を求めるファン等が押し寄せ、車道中央で写真撮影するなど交通事故にもなりかねない迷惑行動について苦情が寄せられています。 <p>※鎌倉高校前駅に関する対策については、別紙「回答票-オーバーツーリズム」もご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「線路の周辺等危険な場所で撮影を行うこと」 ・江ノ電とあじさいの2ショットを撮ろうとする等、線路に体を乗り出して撮影し、電車と接触しかねないような状況も見受けられていました。 ・「狭い場所又は混雑した場所で、歩行しながら飲食を行う等他者の衣類を汚損するおそれのある行為をすること」 <p>飲食店の並ぶ商店街等で見られる、いわゆる「食べ歩き」を想定して挙げたものとなります。歩行しながら飲食を行うこと自体に問題はないのですが、これを狭い場所や混雑した場所で行うことにより、服にアイスがついた、とか、団子のくしが刺さった、といった声がありましたので、混雑を避けて楽しんでいただくために定めたものです。</p> <p>そのほか、条例で定める迷惑行為については市HPをご覧ください。</p>
2	「鎌倉市公共の場所に関するマナーの向上のための条例」をどのような方法で周知していますか？	<p>当該条例の内容をわかりやすく表現したチラシの作成、既存の観光パンフレットや市内観光案内板への掲載、及びホームページやSNSでの条例の趣旨に関する発信を行っています。</p> <p>【参考 市ホームページ】 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/r01mannerjourei.html</p>
3	「鎌倉市公共の場所に関するマナーの向上のための条例」の施行後どれぐらい効果がありましたか？	<p>当該条例は、行為を禁止・規制をするものではなく、観光客のみならず、住民や勤務者も含めたすべての人が意識することで、お互いに過ごしやすいまちを目指す理念条例として制定しました。そのため、罰則規定のある条例と比較して効果がわかりづらく、定量的な数値ではお示しすることができません。誰もが鎌倉で快適に過ごすことができるよう、更なる周知を継続してまいります。</p>
4	「鎌倉市公共の場所に関するマナーの向上のための条例」が理念条例であることによるメリット・デメリットを教えてください。	<p>メリット)法的根拠に基づくことなく、行政の方針を「お願い」として呼び掛けることで、罰則といったネガティブな拘束力を強制的に行使用することなく広く周囲に道徳ある意識の醸成を図ることが可能です。</p> <p>デメリット)理念条例であることから拘束度が低く、認知度の向上やルールの遵守の促進に時間を要します。</p>

5	マナー啓発として、観光客への呼びかけはどのように行っていますか？	現在、国内外を問わず、観光を目的として来られる方は、インターネットやSNSなどであらかじめ自分で調べてくる方が多くおられます。市としては、このような方をターゲットに市の観光公式ホームページやSNSなどでマナー周知を継続して実施しています。このほか、観光案内所で観光パンフレットを手取る方などには、観光スポット案内の記事の一面にマナー周知をビクトグラムで行い、外国語版でも周知を行っています。
---	----------------------------------	---